

14年9月期における不良債権の状況等（ポイント）

1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

14年9月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は40.1兆円であり、14年3月期の43.2兆円に比べ▲3.1兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、不良債権のうち比較的リスクの小さい要管理債権については、判定基準の厳格化による影響は大幅に減少したものの、厳しい経済情勢の下、債務者の業況悪化に伴う新規発生がみられたことや、再建型処理の進展等を反映して危険債権以下からの上方遷移が増加したことから、+0.3兆円の増加となった。一方、よりリスクの大きな危険債権及び破産更生等債権については、業況悪化による新規発生がみられたものの、それを上回る積極的なオフバランス化が進展したことを受けて、▲3.4兆円の減少となった。

（参考）14年9月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円、対3月期比）

金融再生法開示債権	▲3.1
うち 要管理債権	+0.3
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+2.0
貸出条件緩和債権の判定基準の厳格化	+0.6
債務者の業況改善等（危険債権以下からの上方遷移）	+1.0
その他（健全債権化、危険債権以下への下方遷移等）	▲3.4
うち 危険債権・破産更生等債権	▲3.4
[増減要因] オフバランス化	▲7.3
債務者の業況悪化等	+3.8

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 個別貸倒引当金の状況

14年9月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は7.2兆円と、14年3月期の7.9兆円と比べ▲0.7兆円の減少となった。これは、各行におけるオフバランス化の進展を受けて、危険債権を中心に個別貸倒引当金対象債権（金融再生法開示債権のうち危険債権及び破産更生等債権）が減少に転じたことによるもの。

3. 不良債権処分損の状況

14年9月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は1.8兆円と、前年同期（13年9月期）と比べ▲1.1兆円の減少となった。

1 4 年 9 月 期 に お け る 不 良 債 権 等 の 状 況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権		リスク管理債権		個別貸倒引当金	
	14年3月末	14年9月末	14年3月末	14年9月末	14年3月末	14年9月末
都銀・長信銀・信託	28.4	25.1	27.6	24.6	4.7	3.9
地銀・第二地銀	14.8	15.0	14.4	14.6	3.2	3.3
全国銀行計	43.2	40.1	42.0	39.2	7.9	7.2

(注)1. 破綻公表済の金融機関を除く。

2. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計。

(表1) 14年9月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			リスク管理債権	個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権			
都銀・長信銀・信託	25.1 (▲3.3)	13.1 (▲3.4)	12.0 (0.1)	24.6 (▲3.0)	3.9 (▲0.8)	1.1 (▲1.0)
うち主要12行	23.9 (▲2.8)	12.3 (▲3.1)	11.6 (0.3)	23.5 (▲2.6)	3.6 (▲0.8)	1.1 (▲1.0)
地域銀行(地銀・第二地銀)	15.0 (0.2)	10.2 (0.0)	4.8 (0.2)	14.6 (0.2)	3.3 (0.1)	0.8 (▲0.1)
全国銀行	40.1 (▲3.1)	23.3 (▲3.4)	16.8 (0.3)	39.2 (▲2.8)	7.2 (▲0.7)	1.8 (▲1.1)

(注) 1. ()は、14年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は13年9月期比。

2. 破綻公表済の金融機関を除く。

3. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権(破産更生等債権)、危険債権、要管理債権の合計。

4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

(表2) 金融再生法開示債権の状況(平成14年9月期)

(単位:億円)

区 分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合 計
		金融再生法開示債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	7	206,140	24,610	82,790	98,750	2,352,060	2,558,200
長期信用銀行	2	11,350	3,250	4,690	3,410	66,480	77,830
信託銀行	5	33,330	3,760	12,140	17,430	370,080	403,420
都銀・長信銀・信託計	14	250,830	31,620	99,620	119,590	2,788,620	3,039,450
(うち主要12行)	(12)	(239,480)	(28,370)	(94,930)	(116,180)	(2,722,140)	(2,961,620)
地方銀行	64	110,550	27,430	46,620	36,500	1,265,890	1,376,440
第二地方銀行	54	39,480	10,560	17,510	11,410	400,240	439,720
地域銀行計	118	150,020	37,990	64,130	47,910	1,666,140	1,816,160
全国銀行計	132	400,850	69,610	163,750	167,500	4,454,760	4,855,610

(注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。

2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

3. 破綻公表済の金融機関を除く。

4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

(表3) 金融再生法開示債権残高の推移

(単位:億円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度中間期
都銀・長信銀・信託	金融再生法開示債権	219,450 (219,450)	203,580 (184,930)	200,080 (180,320)	283,850 (267,820)	250,830 (239,480)
	破産更生等債権	53,660 (53,660)	40,800 (37,910)	36,970 (31,800)	35,290 (32,010)	31,620 (28,370)
	危険債権	123,180 (123,180)	108,400 (100,660)	91,700 (84,850)	129,790 (122,330)	99,620 (94,930)
	要管理債権	42,610 (42,610)	54,380 (46,370)	71,410 (63,670)	118,770 (113,480)	119,590 (116,180)
地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220	150,020
	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	37,990
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	64,130
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	47,910
全国銀行	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	400,850
	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	69,610
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	163,750
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	167,500

(注)1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 10年度は新生銀行、あおぞら銀行を除く計数。11年度はあおぞら銀行を除く計数。12年度以降は新生銀行、あおぞら銀行共に含む計数。

3. ()は新生銀行、あおぞら銀行を除く主要行の計数。

(表4) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

(単位:億円)

【参考】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 中間期	13年度 中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	29,553 (20,456)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	14,912 (8,754)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	13,218 (10,593)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	11,988 (9,582)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	1,230 (1,011)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	538 (428)	1,423 (1,108)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	356,730 (217,540)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	115,640 (69,070)

(注) 1. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の計数。なお、7年度以降の()内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。

2. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まず、13年度以降には、石川銀行、中部銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。

3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

4. リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。

5. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損、子会社等に対する支援債、整理回収機構(RCC)及び共同債権買取機構(CCPC)への売却損を含む。

6. 不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CCPCに売却した債権の将来見込まれる損失への引当金)、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援への引当金への繰入額)等を表す。

7. 13年度の不良債権処分損は東海銀行(14年1月に合併)を含む。